

こ 成 保 第 7 0 号
令和 5 年 6 月 27 日

公益財団法人児童育成協会理事長 殿

こども家庭庁成育局長

企業主導型保育事業等の実施について

標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日付け府子本第 370 号、雇児第 0427 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、同通知を廃止のうえ、標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。